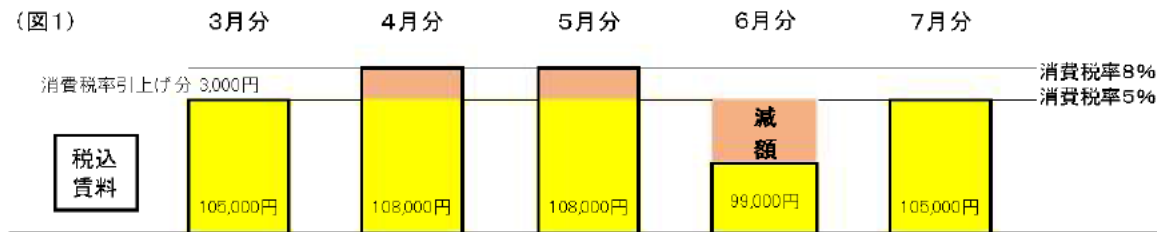


株式会社吉野家資産管理サービス、株式会社北日本吉野家及び株式会社中日本吉野家（特定事業者）
（商業施設を賃借する事業者）

【吉野家資産管理サービスの例】

- 1 吉野家資産管理サービスは、商業施設を所有する事業者（以下「賃貸人」という。）と賃貸借契約を締結して店舗等として賃借し、自己の子会社に貸し付けている。
- 2 吉野家資産管理サービスは、賃料について消費税を含む金額で契約している賃貸人（以下「本件賃貸人」という。）のほとんど全てに対し、平成26年4月分及び5月分の賃料に消費税率引上げ分を上乗せして支払った。
- 3 吉野家資産管理サービスは、自己の子会社であり、賃貸借契約更新、賃料改定等の交渉等を委託している株式会社コンスタツを通じ、以下の行為を実施。
 - ① 前記2の賃貸人に対し、平成26年6月分以後の賃料を3月分の賃料と同額に定め、4月分及び5月分の賃料に係る消費税率引上げ分を6月分の賃料から差し引くことを要請し、要請に応じた賃貸人に対して6月分の賃料を減じて支払った（下図1）。
 - ② 本件賃貸人のうち前記①の要請を行わなかった賃貸人に対し、平成26年4月分及び5月分の賃料として3月分の賃料と同額を支払い、6月分以後の賃料に消費税率引上げ分を上乗せしないことを要請した（下図2）。
- 4 吉野家資産管理サービスの行為は、本件賃貸人から受ける役務の対価の額を減じ又は通常支払われる対価に比し低く定め、消費税の転嫁を拒むことに該当。



勧告の内容

- 今後、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

商業施設について賃貸借契約を締結している事業者
（特定供給事業者）